

流山市農業委員会
令和2年第5回
総会議事録

令和2年5月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和2年第5回総会議事録

1 期 日 令和2年5月11日(月)

2 場 所 流山市役所301・302会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 5番 染谷 一嘉
6番 石井 保

5 出席委員・推進委員(委員11名/推進委員3名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小倉 節子
11番 水代 啓司	
推進委員 秋元 正	推進委員 小林 常男
推進委員 増田 正美	

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局係長 鈴木 正寿

9 会議目次

- (1) 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… 1
- (2) 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について…………… 3
- (3) 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について…………… 5
- (4) 議案第24号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について…… 6
- (5) 議案第25号 生産緑地地区追加指定に係る意見について…………… 9
- (6) 議案第26号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について…11
- (7) 議案第27号 農地取得下限面積の修正の必要性について……………14
- (8) 報告第15号 合意解約の通知について……………16
- (9) 報告第16号 専決処理の報告について……………17

▲開会 午後3時00分

○水代議長 それでは、ただ今から令和2年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は11名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

5番 染谷委員、6番 石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第27号「農地取得下限面積の修正の必要性について」までの7議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第15号「合意解約の通知について」から報告第16号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第21号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和2年5月11日提出

今月の申請は2件です。

はじめに、1番の権利者は、流山市平方の方で、職業は兼農です。

申請がありました土地は、流山市西深井の田3筆 面積1,731平方メートルです。

申請事由ですが、耕作意欲を高めるため、家族内で贈与するものです。議案案内図については、1ページと2ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、2番の権利者は、流山市西初石の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市大畔の畑1筆 面積775平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大のため、売買にて取得するものです。議案案内図については、3ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は2件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線運河駅の南西約1.5キロメートルに位置している田3筆 面積1,731平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、耕作意欲を高めるため、贈与により所有権を取得するものです。

申請地の田は、投影している写真のとおり、耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.5ヘクタールで、主な農業従事者は2名です。今後、申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に2番ですが、申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約1.1キロメートルに位置している畑1筆 面積775平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、187万円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり、草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.3ヘクタールで、主な農業従事者は2名です。今後、申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農

業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第21号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 続いて、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第22号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和2年5月11日提出

今月の申請は1件です

権利者につきましては、流山市西初石にお住いの方であります。

申請がありました土地は、流山市大畔の畑1筆、転用面積495平方メートルです。

転用目的につきましては、農業従事者用住宅を建築するため、今回、申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の4ページと5ページにございますので、併せてご参照ください。

ご説明は、以上です。審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約1.1キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑や住宅が混在している地域です。そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は売買でございまして、転用目的は農業従事者の住宅を建築しようとするものでございます。

権利者は、流山市西初石にお住まいの方で、年齢は67歳です。

申請理由については、西深井と大畔の畑を耕作していますが、今回、大畔に農地を追加で取得するのと併せて、耕作の作業効率と年齢を考え、農業従事者用住宅を農地の隣に建築するために申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。木造2階建ての住宅及び付属施設として倉庫兼作業場を建築する計画です。

土砂等の流出対策については、コンクリートブロックによる土留めを敷地境界に設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透ますに集水し、汚水は合併浄化槽にて処理後、前面道路に雨水管を延長し、既設雨水管に排水するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は隣接住宅の通路、西側は道路となっており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、土地価格は約120万円で、建設費が約2,500万円で、自己資金と借入金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書と融資に関する書面が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

なお、申請地には、抵当権が設定されていましたが、これについては完済し、債務消滅を証する書面が添付されており、抵当権抹消の手続きを行うことを確認いたしました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代議長 質疑はありますか。

私から1点お尋ねします。この土地の抵当権の抹消は済んでるのですか。

◎事務局(染谷次長) 登記簿の抵当権抹消はまだです。農地法第5条の許可後に、抹消手続きをする予定と聞いていましたが、今月7日の小委員会開催日には、お金を借りていた方の残金返済を証する書面と金融機関の金額受理書が提出されました。登記手続きはまだですが、ここまでの確認がとれました。

○水代議長 はい判りました。それともう1点、土地の売買は済んでいますか。

◎事務局(鈴木係長) 許可申請には、契約書が添付されています。但し、契約の効力が発生するのが、この農地法の許可後ということになります。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。
(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員(多数)であります。

よって議案第22号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第23号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和2年5月11日提出

議案の1番の権利者は、流山市西深井に住所を有する農地所有適格法人です。

対象となる農地は、西深井の現況畑1筆 面積1,021平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので、併せてご参照ください。

議案の2番と3番は同一の権利者のため一括してご説明いたします。権利者は、流山市名都借にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市名都借にあります畑3筆、合計面積2,135平方メートルです。

利用権の設定期間は、2番は新規により3年間、3番は更新により3年間、権利の種類は、いずれも賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、7ページ8ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします
今月の案件は、新規が2件、更新が1件であります。

はじめに、1番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者は西深井に本店を置く農地所有適格法人でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は220日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

つづいて、2番と3番は権利者が同一のため、一括してご報告いたします。

2番については新たに3年間、3番については引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は29歳でございます。農業従事者は4名、農業従事日数300日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起、作付け済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案については、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第23号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第24号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第24号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和2年5月11日提出

本案につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の死亡や故障を理由に農業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願の提出があったものであります。

今月の願い出は3件です。

はじめに、1番と2番は申し出事由の生じた方が同一のため、一括して説明いたします。

1番と2番の申請者は、共に流山市美原にお住いの方であります。

申請がありました土地は、流山市美原4丁目にあります畑3筆 合計面積は、3,177.97平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、1番の申請者の夫であり、2番の申請者の父である方で、その方の死亡を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

この案件の議案案内図につきましては、9ページにございますので併せてご参照ください。

3番の申請者は、流山市西平井にお住いの方であります。

申請がありました土地は、流山市西平井にあります畑1筆 面積446平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者本人で、本人の故障を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

この案件の議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せてご参照ください。

説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第24号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、3件でございます。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、1番と2番については申し出事由の生じた方が同一のため、一括してご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線江戸川台駅の北西約600メートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、1番の申請者の夫であり、2番の申請者の父です。従事日数は、生前は年間300日程度で、ほぼ毎日農業に従事していたと

いうことです。

しかし、この方が昨年12月に亡くなり、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、相続人である申請者により証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

次に、議案の3番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、流鉄流山線平和台駅の南東約800メートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人です。従事日数は、元気な頃は年間200日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が今年4月に農業経営が不可能と診断され、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、一部作付けされた状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、それぞれ買取申出事由の生じた方が亡くなったり、病気になる前は、農業経営の中心として従事しており、その者が死亡したり、病気になったりしたことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆9番(山崎委員) 1番から3番について、総会承認後の土地活用をそれぞれどのように考えているのですか。

◎事務局(染谷次長) 1番と2番は、今後、建売事業者と計画を進めるような話です。

3番についても同様に建売事業者と計画を進めるようです。

◆(秋元推進委員) 3番の方のご年齢はいくつですか。

◎事務局(染谷次長) 95歳です。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

◆7番(吉田委員) 3番ですが、農業従事者の状況についてお聞きします。

◎事務局(染谷次長) 家族構成では2人です。ご本人が主たる従事者で、もう1人が兼業です。お元気な頃は、年間200日従事されていましたが、数年前から農業従事ができないという診断書が今年出されて、証明願いに添付されています。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第24号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第25号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第25号

生産緑地地区追加指定に係る意見について

生産緑地地区追加指定に係る照会が次のとおりあったので、意見を求める。

令和2年5月11日提出

生産緑地地区の追加指定につきましては、今年の2月に本市の都市計画課において、追加指定の申請受付があり、4名の方から申請がありました。

生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市長から当該土地が生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当しているのかどうか、農業委員会に意見を求められたものです。

1番の申請者は、おおたかの森東にお住まいの方です。申請がありました土地は、流山市おおたかの森東の登記地目宅地2筆 面積3,946.51平方メートルです。議案案内図につきましては、11ページにありますので、併せてご参照ください。

2番の申請者は、おおたかの森西にお住まいの方です。申請がありました土地は、おおたかの森北の登記地目宅地2筆 面積705.74平方メートルと、おおたかの森西の登記地目宅地1筆の一部 面積1,711平方メートルです。議案案内図につきましては、12ページにありますので、併せてご参照ください。

3番と4番は申請者が関連するため一括して説明いたします。申請者は、おおたかの森東にお住まいの方です。申請がありました土地は、おおたかの森東の登記地目宅地 計2筆 面積49.27平方メートルです。

議案案内図につきましては、13ページにありますので、併せてご参照ください。

説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第25号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」ご報告いたします。

今回は、3件の申請について照会がありました。

本案につきましては、現地調査を行っております。

はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。申請地は、つくばエクスプ

レス線流山おおたかの森駅の南西約1キロメートルに位置している畑で、果樹の苗木が植え付けられていました。

つぎに、2番についてご報告いたします。

申請地の内、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約700メートルに位置している畑には、ジャガイモ等が作付けされていました。また、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約800メートルに位置している畑については、東側は耕起済みでしたが西側の一部は、大きな樹木が混在しているなど、肥培管理されているとは見受けられない状態でした。

つぎに、3番についてご報告いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北東約1キロメートルに位置している畑で、果樹の苗木が植え付けられている畑の一部として利用されている状況でした。

以上、現地調査を基に審査を行ったところ、2番の一部516平方メートルについては非農地であること。それ以外については、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを確認したため、その旨を市に回答するという結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 3番・4番についてですが、面積が少ない(49.27平方メートル)ですが、写真上(地図上)でどの場所になりますか。

◎事務局(鈴木係長) 前方スクリーンでご説明します。今回、追加したいのが細長い逆三角形の部分です。左側(西側)が、既存の生産緑地で、ここに追加したいという内容です。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号について、2番の一部516平方メートルは非農地、それ以外は、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを市に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第25号については、2番の一部516平方メートルは非農地、それ以外は、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを市に回答することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第26号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第26号

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり決定するものとする。

令和2年5月11日提出

本案につきましては、農林水産省からの「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、毎年策定を行っているもので、農業委員会の透明性、公平性の確保及び地域住民等への農業委員会事務の理解促進を図ることを目的として、農業委員会活動の点検評価及び活動計画を作成するものであります。

また、本案の策定につきましては、2回にわたりまして、総合農政検討委員会においてご検討いただき、その案を策定していただいたものでございます。

次に、案の内容につきましては、総合農政検討委員会の方以外にも事前にお送りしておりますので、詳細につきましては、省略させていただきます、ここでは概要について申し上げさせていただきますと思います。

別紙資料の「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧くださいと思います。

こちらの資料は、8項目に分かれており、1項目は、1ページの「農業委員会の状況」、2項目は、2ページの「担い手への農地の利用集積・集約化」、3項目は、3ページの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」、4項目は、4ページの「遊休農地に関する措置に関する評価」、5項目は、5ページの「違反転用への適正な対応」、6項目は、6ページと7ページの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」、7項目と8項目は、8ページの「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」、「事務の実施状況の公表等」であります。

それでは、最初に1ページをご覧ください。

1項目の「農業委員会の状況」についてですが、各市町村の「農業の概要」及び「農業委員会の体制」について、当該年度の概要が記載されたものです。

次に、資料の2ページをお開きください。

2項目の「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、担い手の育成確保の取り組みについて、目標値を定め活動内容を記載し、その活動について、点検評価を行うものです。

次に、資料の3ページをご覧ください。

3項目の「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、新規参入の取り組みについて、目標値を定め活動内容を記載し、その活動について、点検評価を行うものです。

次に、資料の4ページをお開きください。

4項目の「遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、遊休農地対策の取り組みについて、目標値を定め活動内容を記載し、その活動について、点検評価を行うものです。

次に、資料の5ページをご覧ください。

5項目の「違反転用への適正な対応」についてですが、違反転用対策の取り組みについて、活動内容を記載し、その活動について、点検評価を行うものです。

次に、資料の6ページをお開きください。

6項目の「農地法によりその権限に属された事務に関する点検」についてですが、農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農地所有適格法人からの報告への対応、情報の提供等について、適正かつ公平に事務が行われていたか、などを点検するもので、適正かつ公平に事務が行われおりました。

次に、資料の8ページをお開きください。

7項目の「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、地域農業者等からの要望・意見はありませんでした。

8項目の「事務の実施状況の公表等」についてですが、この項目は事務の公表について記載するもので、議事録及び活動点検評価については、ホームページに公表しているとして記載、農地利用最適化推進施策の意見については、流山市長に対して提出した意見の概要を記載しました。

続きまして、別紙資料の「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」をご覧ください。

初めに、1ページをご覧ください。

1項目の「農業委員会の状況」の欄の「農家・農地等の概要」は、農林業センサス等に基づき記載をさせて頂きました。

「農業委員会の体制」につきましては、現在の体制を記載させて頂きました。

次に、資料の2ページをお開きください。

2項目の「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、課題として、「農業従事者の減少・高齢化等により遊休農地は増加しているが、小規模な農地や条件の良くない農地が多く、担い手への集積を図るうえでの課題となっている。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、目標集積面積は、「4.3ヘクタール」。活動計画は、「ホームページ等を活用し、利用集積事業制度の周知を行う。市農業振興課と連携し、流山市農地バンクの推進を行う。」と記載をさせて頂きました。

3項目の「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、課題として、「本市は首都近郊に位置し、新たな一団となった農地の取得等が難しい状況に

ある。また、本市は土地区画整理事業等により市街地化が著しく、農業経営が難しい状況下にある。」と記載をさせていただきました。

その課題を受け、参入目標数は、「1経営体」、活動計画は、「新規参入に関する相談窓口を開設する。新規参入に関する情報の周知を市ホームページ等で行う。」と記載をさせていただきました。

次に、資料の3ページをご覧ください。

4項目の「遊休農地に関する措置」についてですが、課題として、「利用状況調査により新たに把握した遊休農地については、利用意向調査実施後の継続的な状況確認や利用集積への誘導等を図る必要がある。また、遊休農地発生防止策として、所有者への啓発が必要である。」と記載をさせていただきました。

その課題を受け、目標解消面積は、「0.2ヘクタール」。活動計画は、利用状況調査の活動計画を記載させていただきました。

5項目の「違反転用への適正な対応」についてですが、課題として、「違反転用事案については、以前からの継続案件が多く、時間の経過もあり是正が困難な事例が多い。」と記載をさせていただきました。

その課題を受け、活動計画は、「小委員会における現地調査時に、違反転用パトロールを兼ねて行う。市ホームページや市広報に違反転用防止対策記事を掲載し、啓発を行う。また、農業関係機関と連携し、農家回覧等により周知を行う。農地違反転用対策委員会等において、必要な是正指導を行う。」と記載をさせていただきました。

最後になりますが、本日、ご承認を頂けました際には、市のホームページに、掲載をして参りたいと考えております。

本案のご説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第26号『令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について』、審議の経過と結果について、ご報告いたします。

本案につきましては、農林水産省が公表しております「農業委員会の適正な事務実施について」に基づいて、先月及び本日の総合農政検討委員会で、昨年度の活動内容と本年度の活動計画について審議致しました。

その結果、総会に提出するべく、別紙のとおり、案をまとめさせていただきました。

内容につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりです。

以上で、総合農政検討委員会における審議の経過と結果について、ご報告を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 違反転用についてお聞きします。

令和2年度活動計画(令和2年3月末)においては、違反転用面積が減少していますが、この点についてお聞きします。

◎事務局(鈴木係長) 過去に建設残土を一時的に保管している事例があり、これについて違反転用として指導していました。

その事業者が昨年度に農地造成を申請する際に確認したところ、当該箇所1か所の残土が撤去改善されていたことから違反転用面積が解消し減少いたしました。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第26号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第27号「農地取得下限面積の修正の必要性について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

議案第27号

農地取得下限面積の修正の必要性について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により修正を行わないものとする。

令和2年5月11日提出

1 農地法施行規則第17条第1項関係において、

2015年農林業センサス確定値では、市内において30アール未満の農地を耕作の事業に供している農家数が、その総数のおおむね40%を下回っていない。

2 農地法施行規則第17条第2項関係において、

農地の利用集積や担い手の育成が進みつつある。また、遊休農地面積が農地面積の約0.8%と低い現状である。

本案につきましては、現在、流山市の農地取得下限面積は、30アールと設定しております。

農林水産省からの通知、「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、農

地法第3条申請の際の許可基準の一つとなっております下限面積の設定について、修正の必要があるかないかの検討を毎年行うこととされております。

このため、本案につきまして、本日の総会前に、総合農政検討委員会においてご検討いただきましたので、ご提案するものであります。

次にこの下限面積の設定については、2つ条件があり、いずれかに当てはまること条件のため、その条件に該当しているかを検討することになります。

一つ目の農地法施行規則第17条第1項の関係につきまして、農業委員会が定める別段の面積は、耕作面積別の農家数が、農家全体の総数のおおむね100分の40を下回らないように算定することとされております。

このことから、ここでは本市の耕作面積別の農家数を比較し、全体の40%のラインを見て、下限面積を検討していただきました。

次に、二つ目の農地法施行規則第17条第2項の要件ですが、新規就農を促進する観点から、遊休農地が相当程度存在し、下限面積未達の農家が増加することによって、農地の利用の確保に支障がない場合は、適当な面積を定めることができる、とされております。

また、国の処理基準の中では、高齢化などにより農地の遊休化が深刻な状況にあり、下限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ、農地の保全及び有効利用が図られない場合は、この規定を適用することができることと定められておりますことから、ここでは遊休農地の割合などを勘案し、検討をしていただきました。

最後になりますが、本日もご承認をいただきましたら、市のホームページ等で周知を図って参りたいと考えております。

ご説明につきましては以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第27号『農地取得下限面積の修正の必要性について』の審議の結果について、ご報告いたします。

本案について審議すべき案件については、先ほど事務局の説明があつたとおりであります。

そこで、農地法施行規則第17条第1項及び第2項に基づき、審議いたしました。

はじめに、第17条第1項に関する事項については、2015年世界農林業センサスで、経営面積が本市の下限面積である30アール未満の農家数が310戸であり、総農家数574戸の54パーセントであることから、基準である40パーセントを下回らない状況でありました。

次に、第17条第2項では、令和元年度の利用状況調査において、遊休農地の面積が3.15ヘクタールで、市内全体の耕地面積379ヘクタールに対し、約0.8パーセントと低い状態でありました。

よって、農地法第3条第2項第5号に係る下限面積については、施行規則第17条

第1項の要件を満たすことから、現在の30アールのままとし、修正を行わないことに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果について、ご報告を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代議長 もう何年も同じですね。

◎事務局(鈴木係長) 平成21年から30アールとしています。

◆7番(吉田委員) その前はいくつですか。

○水代議長 50アール。

◎事務局(鈴木係長) 平成16年から平成20年まで、40アールの時代がありました。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第27号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 次に、報告第15号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをご覧ください。

報告第15号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和2年5月11日報告

合意解約が行われました農地は、流山市西深井にあります畑4筆及び流山市中野久木にあります畑26筆、面積は21,074.47平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、令和2年3月30日であります。

議案案内図につきましては、14ページから16ページにありますので、ご参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。よろしくをお願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

◆2番(金子委員) 広い面積の畑の解約ですが、どういう理由で解約となったのですか。

◎事務局(鈴木係長) 借りていた農地所有適格法人に聞き取りしますと、法人の中の主動的な方の独立等があり、流山市内の耕作地をいったん引き上げたいという意向のようです。

この大きな面積の畑ですので、新たに借りる方も候補者としていらっしゃるようで、近々計画が出てくると思われまます。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第16号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第16号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月11日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、6件 9筆 面積1,674.58平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、16件 83筆 面積46,584.13平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が4件、鉱工業用地が1件、道水道用地が1件の計6件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が12件、マンションの区分所有が2件、鉱工業用地が1件、その他の建物施設用地が1件の計16件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願いたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和2年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。
慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時11分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和2年5月11日

流山市農業委員会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 染谷一壽

流山市農業委員会委員 石井保